MOBCAST HOLDINGS INC.
Ａ－０１

定　款

改　正　履　歴

２００４年　３月２６日　制定
２００４年　５月２５日　改定
２００４年　８月１０日　改定
２００４年１２月　１日　改定
２００５年　３月２３日　改定
２００６年　３月２７日　改定
２００６年１２月　５日　改定
２００８年　３月２６日　改定
２００９年　８月３１日　改定
２０１０年　８月　９日　改定
２０１０年１２月１４日　改定
２０１１年　３月２５日　改定
２０１２年　３月　８日　改定
２０１３年　３月２６日　改定
２０１３年　６月　１日　改定
２０１４年　３月２６日　改定
２０１６年　３月２５日　改定
２０１８年　４月　１日　改定
２０２２年　３月２５日　改定
２０２３年　３月２４日　改定
２０２５年　３月２６日　改定

株式会社モブキャストホールディングス
主管部門　：グループ管理本部

第１章　総則

（商号）

第１条 当会社は、株式会社モブキャストホールディングスと称する。
英文では、MOBCAST HOLDINGS INC.と表示する。

（目的）

第２条 当会社は、次の各号に掲げる事業を営む会社およびこれに相当する外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

(1) インターネット、モバイル等の通信ネットワークを利用した各種情報提供サービス
(2) デジタルコンテンツ（テキスト、音声、静止画、動画等）の企画・制作および販売・輸出入
(3) 広告宣伝の企画、制作および広告代理業
(4) 通信販売業務並びに通信販売の仲介・情報提供業務
(5) 各種講演会、研修、セミナー、イベント、その他催物の企画、運営
(6) 各種出版物の企画、制作、翻訳、発行および販売並びに仲介
(7) キャラクター商品の企画および販売
(8) 電子商取引および電子決済システムの企画、開発、設計、製造、販売、賃貸、運用、保守およびそれらの代理業
(9) 会員を対象とした情報提供サービスの仲介・斡旋
(10) ホームページの制作、構築、運営および販売
(11) 著作権・著作隣接権・商標権・意匠権等知的所有権の取得、譲渡、使用許諾および管理業務
(12) 劇場映画の製作、配給、宣伝、販売および輸出入
(13) 国内外の楽曲の原盤制作業務
(14) ビデオテープ、パーソナルコンピュータ、パーソナルコンピュータのソフトウェア、テレビ等の番組およびインターネット等オンライン上の各種情報提供サービス等の輸出入販売業務
(15) コンパクトディスク、ミュージックテープ、ビデオテープ等音楽・映像ソフトの企画、制作、製造、販売、賃貸および輸入、卸業務並びに放送・上映
(16) プロモーションビデオ等の映像の企画制作並びに販売
(17) 有線放送事業およびテレビ、ラジオ番組の企画、制作
(18) 歌手、芸能タレント、スポーツ選手、その他の著名人、映像・音楽等

の制作者の育成およびマネジメント
(19) 投資業
(20) 労働者派遣事業
(21) 古物の売買
(22) 企業再編に関連する各種業務
(23) 各種調査業務
(24) 金融業
(25) 自動車競技および部品販売に関連する各種業務
(26) 衣料品、衣料用雑貨に関連する各種業務
(27) 飲食業
(28) 不動産業
(29) 営業投資有価証券の取得および売却
(30) その他事業全般
(31) 前各号に関連する業務のコンサルティングおよび業務受託
(32) 上記各号に附帯する一切の事業
2 当会社は、前項に定めるところに加え、前項各号およびこれらに附帯する一切の業務を営むことを目的とする。

（本店の所在地）
第３条 当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

（機関の設置）
第４条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会
(2) 監査役
(3) 監査役会
(4) 会計監査人

（公告方法）
第５条 当会社の公告方法は、電子公告とする。
2 ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第２章 株式

（発行可能株式総数）
第６条 当会社の発行可能株式総数は、９０，０００，０００株とする。

（自己株式の取得）
第７条 当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

（単元株式数）
第８条 当会社の１単元の株式数は、１００株とする。

（単元未満株主の権利制限）
第９条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使できない。
(1) 会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利
(2) 取得請求権付株式の所得を請求する権利
(3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株式取扱規程）
第１０条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

（株主名簿管理人）
第１１条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
２ 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会決議によって選定する。
３ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においては取り扱わない。

第３章 株主総会

（基準日）

第１２条　当会社は、毎年１２月３１日の株主名簿に記載または記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

（招集）

第１３条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後３ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

２　当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

（招集権者および議長）

第１４条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

２　株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

（電子提供措置等）

第１５条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

２　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議）

第１６条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第309条第２項の定めによる株主総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することが出来る株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第１７条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人としてその議決権を行使することができる。

２　前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

（議事録）
第１８条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第４章　取締役および取締役会

（員数）
第１９条　会社の取締役は、10 名以内とする。

（選任）
第２０条　取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
２　取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

（任期）
第２１条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

（取締役会の招集権者及び議長）
第２２条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）
第２３条　取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

（議事録）
第２４条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。

（取締役会の決議の方法）
第２５条　取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。

２　決議について特別の利害関係はある取締役は、議決権を行使することができない。

３　取締役の全員が、取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

（代表取締役および役付取締役）

第２６条　　当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定する。

２　代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。

３　取締役会の決議により、取締役社長１名を選定し、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役の責任の一部免除）

第２７条　当会社は，会社法第 423 条第１項に定める取締役の責任について，当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において，責任の原因となった事実の内容，当該取締役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるとき等法令に定める要件に該当する場合には、会社法第 425 条第１項に定める範囲で取締役会の決議により免除することができる。

２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないとき等法令に定める要件に該当する場合には、当該取締役との間に、会社法第423条第１項による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任額は、金200万円以上であらかじめ定める額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

（取締役会規程）

第２８条　取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬）

第２９条　取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第５章　監査役および監査役会

（員数）

第３０条　当会社の監査役は４名以内とする。

（選任）
第３１条　監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
２　当会社は会社法第329条第３項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
３　前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後、最初に開催する定時株主総会の開始の時までとする。

（任期）
第３２条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
２　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期満了の時までとする。ただし、前条第３項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

（常勤監査役）
第３３条　監査役は、その決議により常勤監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）
第３４条　監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

（監査役会の決議の方法）
第３５条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会規程）
第３６条　監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（監査役会の議事録）
第３７条　監査役会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法

令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役の責任の一部免除)

第３８条 当会社は，会社法第 423 条第１項に定める監査役の責任について，当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において，責任の原因となった事実の内容，当該監査役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるとき等法令に定める要件に該当する場合には，会社法第 425 条第１項に定める範囲で取締役会の決議により免除することができる。

２　当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないとき等法令に定める要件に該当する場合には、当該監査役との間に、会社法第 423 条第１項による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任額は、金 200 万円以上であらかじめ定める額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

（報酬）

第３９条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第６章　会計監査人

(選任)

第４０条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（任期）

第４１条 会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会集結の時までとする。

２　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第４２条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第７章　計算

（事業年度）

第４３条　当会社の事業年度は、毎年１月１日から同年１２月３１日までとする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第４４条　当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）

第４５条　当会社の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

２　当会社の中間配当の基準日は、毎年６月 30 日とする。

３　前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第４６条　期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

２　未払の期末配当金及び中間配当金には、利息をつけない。